

議事日程（第2日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第37号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第3 議案第38号 北方町個人情報保護法施行条例制定について (町長提出)
- 第4 議案第39号 北方町個人情報保護審査会条例制定について (町長提出)
- 第5 議案第40号 北方町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第6 議案第41号 北方町情報公開条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第7 議案第42号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第8 議案第43号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第9 議案第44号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第10 議案第45号 北方町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第11 議案第46号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について (町長提出)
- 第12 議案第47号 北方町職員の高齢者部分休業に関する条例制定について (町長提出)
- 第13 議案第48号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について (町長提出)
- 第14 議案第49号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第15 議案第50号 北方町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第16 議案第51号 北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第17 議案第52号 北方町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第18 議案第53号 財産の無償譲渡及び無償貸付について (町長提出)
- 第19 議案第54号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて (町長提出)
- 第20 議案第55号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて (町長提出)

第21 議案第56号 令和4年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについて
(町長提出)

第22 議案第57号 令和4年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについて
(町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	臼井誠	教育次長兼課長	宮部寿
政策財政課長	浅野浩一	税務課長	木野村和明
住民保険課長	高崎健一	福祉子ども課長	木野村英俊
健康推進課長	鳥本裕子	上下水道課長	北中龍一
都市環境課長心得	宮崎資啓	会計室長	横田紀彦
教育委員会 事務局長	郷展子		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	高崎明美
議会書記	石崎啓明		

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、皆さんおはようございます。

若干、定刻前ではありますが、ただいまから令和4年第6回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番 松野由文君及び5番 三浦元嗣君を指名します。

日程第2 議案第37号

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、議案第37号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第38号

○議長（鈴木浩之君） 日程第3、議案第38号 北方町個人情報保護法施行条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） すみません、議案第38号に関しまして何点かお尋ねしたいと思います。

まず、今回この個人情報保護条例を廃止して個人情報保護法施行条例に変えるという組立てになっています。その説明をしたチラシを1枚だけ頂いていますけれども、なぜこのような条例になったのかを説明をいただきたいということと、もう一つ、個人情報保護条例がなくなるわけですが、この個人情報保護条例では町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、町政の適正な運用を図りつつ、個人の権利利益を保護す

ることを目的とするという、一番最初に第1条で目的条項があるわけですが、自分の個人情報に対して個人の権利利益を保護するという項目があるわけですが、今回なくしてしまいますと施行条例ではそういったものがないので、どこでこれが法律で保障されているのか、それともそれ以外に今後何か新たな別の条例をつくってそこに書き加えることになるのか、その点をまず最初にお聞きしたいと思います。

確認しますと、なぜ個人情報保護条例を廃止して個人情報保護法の施行条例になったのかということと、それから個人の権利が保障されるのはどこで行われるかということですね、この点をお聞きしたいと思います。

次に、2点目ですが、現行の個人情報保護条例の第47条9項に審査会は第1項に規定する審査を行うほか、個人情報保護制度の運用に関する事項について実施機関に建議することができる旨が書かれています。また今回、個人情報保護法の施行条例、改正される新しい条例ですね、ここではその5条でさらに明確に、実施機関は次の各号のいずれかに該当する場合において個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知識に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは北方町個人情報保護審査会に諮問することができる、こういうふうになっているわけです。審査会で審問するということですね。その項目の中で、1でこの条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合を上げています。

ですから、個人情報保護条例を廃止して新たな条例をつくるということなんですけれども、こうしたことを行うとき、要するに個人情報保護条例の大きな改革、改変を行うに当たって、個人情報保護審査会を開催して意見を求められたのか、あるいは審査会が開かれていないのか、もし審査会を開かれたのであればその場で出た意見をお聞かせいただきたいと思います。これが2点目です。よろしいでしょうか。

3点目に行きます。

現行の個人情報保護条例では、第22条で前条各項の決定は開示請求があった日から14日以内に行なければならない。要するに、開示請求があったら14日以内に答えなきゃいけないというふうになっているんですが、法ではその83条で30日以内に行なければならないというふうになっていますので、今まで14日以内というふうになっていたんですが、法に従うと30日ということに延びるわけです。今回出された条例はその規定というのは書かれておりませんので、そうすると法に従って行う以外にないんですが、これはそういうことになるのかということをお聞きします。

最後に、4点目ですが、法109条の行政機関の長等はこの節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報を作成することができるというふうになっているわけですね。匿名加工情報というのは、個人が特定できないように情報を加工した情報で、しかも電子ファイルになったものだということなんですけれども、個人情報保護法施行条例ではこれに関しては何も規定されていないので、匿名加工情報ファイルをつくる予定なのか、それとも当面つくる予定はないのか、ここもお伺いしておきます。以上4点、お願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） 白井総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（臼井 誠君） では、1点目につきまして、なぜ今回の条例の制定かという御質問でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。また、それに伴いまして個人情報保護に関する法律が改正されたことによって、国とか行政法人、民間事業者、自治体が別々で今までは法律や条例を制定しておりましたが、今回その法律の改正に伴いまして当町においても条例を改正、制定したものと考えております。

また、2点目の個人の権利というのはどこで保障されるかということでございますが、今、個人情報保護法を持ってきておりませんが、その中で規定されていると考えております。

あとは、審査会につきましては、こちらは審査会は開いておりません。

3点目の、従来14日でしたが、法律の中では30日以内となっておりますが、こちらは法令のほうに準じてやる予定でおります。

最後に、匿名情報につきましては、現在のところ当町では考えておりません。

○議長（鈴木浩之君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 確認のためお伺いしておきますが、審査会は一体どういうときに開くのかというのがよく分からなくなってくるわけですね、今回のような大きな、廃止して別のものをつくるなんていうのは絶対聞くべきことじゃないかなと思うんですが、そもそも審査会の役割を果たさないことになるんじゃないかと、ちょっとそれを不安に思っています。その辺、どう考えられるかということと、それから法に従うというふうになると30日ということになるんですけども、実は個人情報保護条例というのは元は情報公開条例と個人情報保護条例が一体の条例でつくられていて、令和元年に2つの条例に分けられたんですが、その兄弟になっている町情報公開条例というのは開示請求があった日から14日以内にしなければならないと、相変わらず14日という規定を決めているわけですね。

一方、この分かれたほうの条例は国の法律の30日に従うんだということになるんですが、その辺の矛盾というのは起こらないのかというのは、ちょっとその2点お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木浩之君） 臼井総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（臼井 誠君） まず、審査会につきましては、今回の条例制定の5条、審査会への諮問のとおりと考えております。また、30日と14日の相違ですけども、こちらまだそれぞれの条例が生きておりますので、それに従って実施していきたいと考えております。

○議長（鈴木浩之君） そのほか質疑ありますか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第39号

○議長（鈴木浩之君） 日程第4、議案第39号 北方町個人情報保護審査会条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第40号

○議長（鈴木浩之君） 日程第5、議案第40号 北方町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第41号

○議長（鈴木浩之君） 日程第6、議案第41号 北方町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務教育常任委員会に付

託することに決定しました。

日程第7 議案第42号

○議長（鈴木浩之君） 日程第7、議案第42号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第43号

○議長（鈴木浩之君） 日程第8、議案第43号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第44号

○議長（鈴木浩之君） 日程第9、議案第44号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第45号

○議長（鈴木浩之君） 日程第10、議案第45号 北方町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第46号

○議長（鈴木浩之君） 日程第11、議案第46号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第47号

○議長（鈴木浩之君） 日程第12、議案第47号 北方町職員の高齢者部分休業に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第48号

○議長（鈴木浩之君） 日程第13、議案第48号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第49号

○議長（鈴木浩之君） 日程第14、議案第49号 北方町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第50号

○議長（鈴木浩之君） 日程第15、議案第50号 北方町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。

います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第51号

○議長（鈴木浩之君） 日程第16、議案第51号 北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第52号

○議長（鈴木浩之君） 日程第17、議案第52号 北方町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第53号

○議長（鈴木浩之君） 日程第18、議案第53号 財産の無償譲渡及び無償貸付についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は厚生都市常任委員会に付
託することに決定しました。

日程第19 議案第54号

○議長（鈴木浩之君） 日程第19、議案第54号 令和4年度北方町一般会計補正予算（第6号）を
定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

安藤浩孝議員。

○9番（安藤浩孝君） それでは、予算書の4ページ、翌年に繰り越す明許費、債務負担行為補正
として、避難場所空調設備設置事業についてお聞きをしていきたいと思っています。

先日の精読の説明では、北中・北小体育館の設計施工への事業費、あらかじめの限度額として
1億5,300万の計上ということでありました。これは町民、生徒・子供たちにとっては、災害時
の良好な空間をつくっていただけたというような、こういった避難所、それから熱中症対策に寄
与するものとして評価するものでありますが、そこで幾つか質問をしていきたいなと思っていま
す。

まず1点目、大規模災害時に電気・ガスなどのダメージによって空調機の運転ができないこと
が想定をされています。整備をしたが、避難所として良好な空間が確保できないのではないかと
いう御心配もあります。役目が半減していきます。リスクは付き物であります、リスク減少へ
の考え、対策について、どのようにこの設計で見てこられたのかということをお聞きします。

2点目に、一般に既存の体育館は断熱性能の確保がされていないために、冷暖房の効率・効果
が悪いことが課題となっておりますが、その辺りの対策はどのようにお考えなのかお聞きします。

3点目、北方小学校、それから来年春に廃校予定の西小についての空調設備設置、今後の考え
をお聞きしていきたいと思えます。以上です。

○議長（鈴木浩之君） 臼井総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（臼井 誠君） まず1点目の災害時のリスク対応でございますが、今のとこ
ろ熱源はガスのほうを考えております。緊急時ですが、ガスが通らなかった場合は都市ガスです
ので、プロパンガス等も使用できるように検討をしている段階でございます。

また、断熱効果につきましては今回の工事の中には入っておりません。

3点目の北小及び西小の今後の空調につきましては、できればつけたい方向で現在検討はして
おります。ただ、財政のほうがありますので、その辺は財政のほうとも検討しながら考えていき
たいと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木浩之君） 安藤議員。

○9番（安藤浩孝君） 今答弁していただいたんですが、緊急防災・減災事業の事業期間が令和7年度まで延びたということで、全国の小・中学校、本当にいろいろネットを見ていると駆け込みで今どんどん設置をされておるのが現状なんですよ。

岐阜市の場合は、全ての小学校48校、全てこういった空調・エアコンがついておりまして、再来年度、あと残りの2年度で中学校24校あるらしいんですが、これも全部完了するという予定で今岐阜市は進んでおられるんですよ。岐阜市は、その災害というのも当然危機管理の観点から頭には入れたいというようなことからつけられたのか、停電してもなおかつその機械が電気を発生し、電源を確保して照明と空調機の運転の両方できる、それを全ての学校につけられたということですね。

これ自立型のパッケージエアコン、GHPという名前なんですが、そういったことでしっかりとそういったリスクを少しでも減らす、当然災害というのはいつ起きるか分かりませんが、特に北方町も風が吹いて停電が数日続いたということも近々ありましたので、せっかくつけていただいてもそれが使えんということでは困りますので、ぜひそういうタイプにさせていただいてお願いをしたいなというふうに思っています。

次に、熱効率の話、先ほどもちょっとお話ししましたが、体育館の大きさによって随分違いますが、大体普通教室の30倍から60倍のエネルギーの負荷がかかるというふうに言われています。

そこで、ちょっと岐阜市もお聞きをしましたが、費用の観点からあまり能力というんですか、そういった馬力、それがあまり大きいものが入らなかったということを知っていて、ちょっと寒いかなど、ちょっと暑いかなどというような御意見も聞いております。ちなみに、岐阜市は50馬力ないし60馬力でやられたということを知っています。

本町は、どの程度その辺の見込みをしてみえるか分かりませんが、体育館の大きさ、スペースによって暖房・冷房の空間の能力によって違うわけですから、その辺の話を少しお聞きをします。

それから、今ちょっとお話を最後にされたんですよ、緊急時にはLPGを使って、都市ガスが例えば災害によってダメージを受けて供給不能になったときに、LPGで対応するというようなことを今おっしゃったと思うんですが、通常はLPGを使わずにダメージを受けたときにLPGを使うのか、その辺り、通常は都市ガスだけでやっているんだと、ダメージを受けたときにはLPGのやつも置いておいて臨時的に使うんだと、その辺の話、1系統、2系統含めてちょっと教えてください。

○議長（鈴木浩之君） 臼井総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（臼井 誠君） まず、馬力の関係ですけれども、詳細な資料が今手元にございませぬけれども、検討段階で電気にするか、ガスにするかという検討がありました。その中で、ガスのほうが立ち上がり早いだろうということで、ガスを選ばせていただいたという経緯があります。

あと、緊急時、都市ガスなのか、LPGかですが、通常は都市ガスを利用して都市ガスが遮断されて通らなかった場合について緊急時にLPGを使うという予定でいます。

○議長（鈴木浩之君） 安藤議員。

○9番（安藤浩孝君） 最初に僕、お話しした、岐阜市がその自立型を入れられたという話をさせていただきましたが、今ちょっと御答弁でそれだけじゃなかったんですが、ぜひそういったものにしていただけると、ガスのヒーポンなんですけど、GHPなんですけど、そういうものに使っていただいたら照明も使えるしということで、ぜひそういったものも検討をしていただきたいなど、よろしいですか。

完璧にダメージを受けたら使えないんですよ。だから、今言ったやつは停電時でも使えるというものになりますので、そういったものが岐阜市にありますので、ぜひそういった緊急のときでも使えるものを使っていたらいいのかなというふうに思っていますので、これ提案させていただきます。

それと、最後の通常時は都市ガスでやって、緊急時はLPGということなんですけど、そういうことでよかったですよね。ということは、通常時と同等の都市ガスのものをLPGの器具も置くということ、そういう判断でよろしいですか。

例えば、5の都市ガスがあって、これが使えないよとなると、1のLPGでは賅えないですよ。だから、絶えず5と5のものを置くのか、それを聞いておるんです、僕は。

要するに、機能がないわけですよ、そういう形ですと。それとも切替えをしてやられるのか、それをお聞きします。

○議長（鈴木浩之君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時05分

○議長（鈴木浩之君） 再開します。

臼井総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（臼井 誠君） 大変申し訳ございません。

今、手元に詳しい資料がないのと担当者が今不在ですので、改めて説明をさせていただきます。

○議長（鈴木浩之君） 次に、三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 17ページの教育費、教育総務費のところ質問いたしますが、ここに修繕費103万円が計上されていますが、タブレットの修理代というふうに伺っています。このタブレットの修理ですが、こうやって補正予算で組んでいるわけですので、どのような時期に生じた破損や故障に対する予算なのかということ、それからおおむね何台分の修繕費ですかということをお聞きしたいと思います。

そして、この説明の中で個人に負担させる金額もあるというふうに伺っておりますが、どのような基準で個人が負担する、しなくてはならないというふうになっているのか、その基準というのはありましたらお示しいただきたいと思います。以上2点、お伺いします。

○議長（鈴木浩之君） 郷教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（郷 展子君） タブレットを使用している際に、子供たちが落としたりとか、画面を傷つけたりとかして壊れたものについては、不可抗力であるもの以外については修理のほうを保護者の方へお願いしております。

今回の修繕費用については、タブレットの修繕費用だけの金額ではなくて、タブレットの修繕費用と南小のネットワークの機器の分の修繕費用になっておりますので、タブレットの部分については60万円分を見込んでおまして、これについては今のところ12台分の修繕費用として見込んでいます。

○議長（鈴木浩之君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 先ほどお聞きしたのは、どの時期の分の修理代を上げておられるのかということをお聞きしたんですが、それにちょっと回答がなかったのが1つ。それから先ほどの説明ですと子供たちが何らかの事故で、不可抗力になるんですかね、ので傷めてしまったという場合は個人負担が必要なのですね、それをちょっと確認しておきますが。

わざとやったものであれば、それはもう負担してもらうのは当然だと思いますけれども、ふだん通常使用しているとき、例えば机の上に置いておいて肘が当たって落ちたとか、そんなようなものを含めて個人が負担するとか、そういうことなんでしょうか。

○議長（鈴木浩之君） 郷教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（郷 展子君） 今年度のいつの時点のものかということですが、今年度4月から今までの11月末までに壊れたものについての修繕費用については、もともと当初予算でも見ていた分がありますのでそちらで支払いを進めている部分もありますし、あと不可抗力というのは、本体自体に不具合があって直せなかったというものについてはこちらのほうで、町のほうで修繕費用は負担しておりますし、先ほど議員がおっしゃられた、自分で故意じゃなくても落としたりとかということでは画面が割れたりとかということの分については、配付の当初から、タブレットを配付する時点で、そういった場合にも保護者の方に負担をお願いしますというようなことで通知を出させてもらっておりますので、保護者のほうに支払ってもらっております。

○議長（鈴木浩之君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 4月から11月分はもう既に当初予算で見込まれているという話ですね、今、見込んでいたんですね。それに、約12台想定で60万を加えるというのは、補正で組むというのは何か特に故障することが多くてこの補正が必要になったということなんでしょうかということを確認したいと思います。

もう一つは、先ほどの説明ですと、本体に不具合があって故障した以外は基本的に全部保護者負担ということになるということで解釈してよろしいんでしょうか。以上2点、お願いします。

○議長（鈴木浩之君） 郷教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（郷 展子君） 当初見込んでいたよりも今年度は修理している台数が増えていまして、今のところ22台、約100万円ほどかかっているということで、当初の予算では50万程度しか見ていなかったこともありますので、また今後もまだ何か月かある中で壊れる可能性が

あるということで見込んでおるところです。

あと、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、本体自体に不具合があった場合以外については保護者のほうに負担をお願いしているということで間違いありません。

○議長（鈴木浩之君） 次に、村木議員。

○3番（村木俊文君） それでは、私は簡単に1点だけ確認をさせていただきます。

54号、後ほど提案されます56、57号も若干関連あるかと思いますが、気になったのは需用費の光熱水費の補正なんです。御存じのとおり、2月のロシア、ウクライナへの軍事侵攻以来、原材料費の高騰で食料費等をはじめとし、あらゆる必要品が値上げされました。昨年と比較しますと、2から3割程度価格が上昇したと言われております。

さらに、最近では脱炭素化社会が進んだことや、さらには火力発電の燃料となります天然ガス、それから石炭の価格が高騰し、さらには円安が加速したため輸入価格が上昇したことなどによりまして電気料金が値上げされ、一般会計だけで光熱水費の補正額は、残り数か月なんですね、まだ3か月か、4か月程度、3,673万5,000円と。

現在、電力に頼らなければ行政運営ができない現状を考えますと、必要経費でありやむを得ない補正額ではありますが、先が見えない現状を鑑みますと、町財政の圧迫を懸念する次第であります。

そこで、1点お尋ねいたします。

このような状況下の中、最少の経費で最大の効果を提供すべき町の責務は、公共施設の利用に支障が生じない範囲で庁舎などの節電対策に努めることが重要であると考えます。既に他の公共団体や企業では、電気料金高騰対策として節電マニュアルを作成され、真剣に節電に努めておられる自治体や企業が多くあります。

そこで、町の節電対策と現状と、今後の対策を考えておられるのであればその方策をお尋ねいたしたいと思います。総務課長、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 臼井総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（臼井 誠君） 御質問の件につきましては、各課につきましては総務危機管理課のほうから当初に照明等の節電要請をさせていただいております。また、特に夏場のエアコンにつきましては、設定温度を大体1度から2度上げさせていただいて、大体夏7月、8月で費用で換算して12%程度削減ができました。

今後につきましても、各課改めて指示させていただいて、出先も含めまして節電に努めたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 次に、村木俊文議員。

○3番（村木俊文君） ありがとうございます。

承知のとおり、通常であればこの三千幾らというお金は要らないんですね。例えば、パソコンを買ったりとか、本を買ったりとか、道路を整備したりというお金であれば、私は本当に仕方ないと思うんですが、この状況が長く続くということはそういうものに投資できないと、非常に

本当にこの先が不安定なんです。

昨日ですかね、新聞をちょっと見ておきますと、当然私ども中部電力に頼ることが非常に多いかと思うんですが、燃料調整額って御存じですよ。これ、12月に全部出されますよね。それが非常に今回の補正額の大きな要因だと私は考える次第であります。

中には、企業においてはもう中電から電気を買わないよと、自分のところで屋根に自家消費型の太陽光を設置して、全てそれで賄うと、今そういうようなシステムもあるそうです。全て賄えるようなことができるそうです。実際にそれを進めてみえる企業もありますし、逆に一番消費電力が大きいのは、先ほどちょっと話が合った空調なんですね。

空調設備の適正管理、これによって先ほど答弁ございましたように10%、20%、下手すれば30%削減できるという実証実験もあるそうです。適温を、設定温度を例えば28度、夏は。冬は20度と、これ徹底しておる企業、自治体もあるそうです。1度、快適な温度を求めれば10%増えるし、逆にそれを保てば10%下がるというようなデータもあるそうです。

やはり、これどうも今の状況を見ていますと、まだまだこの状況が続くというふうに考えております。少しでも知恵を絞って、私も含めて節電に努めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号については、各常任委員会に関係しますので、委員会への付託を省略し、各常任委員会においてそれぞれの関係部分について協議事項として御協議をお願いし、最終日の本会議において協議についての委員長報告並びに質疑・討論・採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は各常任委員会において関係部分を協議することに決定しました。

日程第20 議案第55号

○議長（鈴木浩之君） 日程第20、議案第55号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第56号

○議長（鈴木浩之君） 日程第21、議案第56号 令和4年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第57号

○議長（鈴木浩之君） 日程第22、議案第57号 令和4年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（鈴木浩之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

第3日は、12月9日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。大変御苦労さまでした。

散会 午前10時21分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年12月8日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 松 野 由 文

署 名 議 員 三 浦 元 嗣